

じょうほく相続定期預金「リメンバー」

令和8年3月2日現在

1. 商品名	・ じょうほく相続定期預金「リメンバー」 自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期[単利型]）
2. 商品コード	・ 006701
3. 販売対象	・ 個人 ・ 相続により1年以内に取得した資金。
4. お預入れ期間	・ 定型方式6ヵ月（元金継続、元利金継続）
5. 販売総額	100億円（「リメンバー・プレミアム」と合算し100億円）
6. 預入 （1）預入金額 （2）預入単位 （3）受付方法	・ スーパー定期 … 10万円以上（相続により取得した資金の範囲内） ・ 1円単位 ・ 窓口、営業担当者での受付
7. 利息 （1）適用金利 （2）計算方法 （3）利払方法	・ 固定金利、預入時のスーパー定期6ヵ月の店頭表示の利率に0.500% 上乗せした利率を満期日まで適用いたします。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・ 満期日以降に一括して支払います。
8. 中途解約時の取扱い	・ 中途解約利息は、「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により計算します。
9. 金利情報の入手方法	・ 金利は当金庫ホームページ、または営業店窓口へご照会ください。
10. 預金保険の付保	・ 預金保険制度の付保対象預金
11. 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、満期日に期間6ヵ月のスーパー定期に自動的に継続します。 ・ 自動継続後は、満期日における期間6ヵ月のスーパー定期の店頭表示金利を適用します。 ・ 相続手続きは他金融機関で手続きした場合もお取扱いできます。 ・ 相続が発生した事実を確認することが必要となります。 ※公正証書遺言、遺産分割協議書、戸籍謄本等により確認。 ・ 相続が発生した事実を確認した書類については、保管する必要はありません。 ・ マル優での取扱い可。 ・ 利息は源泉分離課税20.315%対象です。 ・ 通帳・証書のお取扱いができます。 ・ 総合口座のお取扱いは不可 ・ 担保（総合口座含む）への差入は不可。 ・ 預金保険制度の付保対象商品です（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息（懸賞金を除く）が保護されます）。 ・ この商品の取扱方法は、金融環境等の変化により変更させていただくことがあります。 ・ この商品は、金融環境等の変化により募集を中止させていただくことがあります。

**12. 苦情処理措置・
紛争解決措置**

- ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03-3913-1158）にお申し出ください。
- ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。